**「座間市国民健康保険保健事業実施計画（令和6年度～令和11年度）（案）について**

　令和６年１月２２日から２月２１日までの間、「「座間市国民健康保険保健事業実施計画（令和6年度～令和11年度）（案）」について、意見募集を実施したところ1名から２件の意見が提出されました。その概要は以下のとおりです。

意見の提出者数：１名

意見の提出件数：２件

意見に対する市の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ. | 意見の概要 | 市の考え方（検討結果）・修正内容 |
| １ | 保健指導を行う場所を増やしたほうがいい。気軽に保健指導を受けることができるよう、広報の手段を工夫すべきである。 | 国民健康保険保健事業実施計画で定める特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍と判定された方に対して行うものですので、対象の方のみに御案内しています。保健指導は民間事業者に委託しており、令和５年度よりオンライン形式の実施を行うなど、実施方法を増やしているところです。今後も実施場所等については検討してまいります。 |
| ２ | 保健指導の職員人件費分の効果がでているのかの効果測定をしてほしい。 | 特定保健指導は、事業の委託を行い、民間のノウハウを利用して実施していますので、職員人件費の算出はできません。効果については、特定保健指導の終了者利用率等に現れます。実施方法は、利用率の増となるよう検討してまいります。 |